

一般社団法人日本めまい平衡医学会認定めまい相談医制度に関する内規

1. 目的

本制度は、めまいの臨床について専門的知識と高度の診療技術を持つ本会の正会員である医師を一般社団法人日本めまい平衡医学会認定めまい相談医として認定することにより、めまい診療の専門性を向上させ、めまい患者に医療機関・医師の選択等に関する情報を提供することを目的とする。

2. 名称

一般社団法人日本めまい平衡医学会認定めまい相談医とし、略称をめまい相談医とする。

3. めまい相談医の位置付け

めまい相談医はめまい臨床の専門医として、本学会機関誌、本学会ホームページ上に公開する。

4. めまい相談医の認定条件

めまい相談医の目的に賛同し、その認定を希望する本会の正会員で1)、2)、3)のいずれかの条件を満たして、めまい相談医制度運営委員会の審査を経て、理事会の推薦、代議員総会の承認を得た者をめまい相談医とする。

1) 医師である本会の専門会員

2) 本会主催の医師講習会を受講し、試験によりその修了が確認された者で、下記のすべての条件を満足する者

a) 臨床経験が6年を超えている。

b) 本会の正会員歴が3年を超えている。

c) 基本領域学会の専門医または認定医資格を有するか、これと同等と認定できる。

3) 移行措置として本制度発足前に本会主催の医師講習会を受講し、2)のa), b), c)を満たす者

注1：上記3)の移行措置対象者または本会主催の医師講習会を受講し、試験によりその修了が確認された者で、修了時点で上記2)のa), b), c)の条件を満たしていない場合でも、条件を満たした時点でめまい相談医の認定申請の資格が発生する。

注2：現在、本学会員でない者は、本学会正会員となり上記の規定年限を満たした時点で認定申請の資格が発生する。

注3：本会主催の医師講習会とは、昭和59年9月20日の日本平衡神経科学会運営委員会で決定し、昭和59年12月6日～8日に開催された第1回日本平衡神経科学会主催医師講習会以降の医師講習会が該当する。

注4：基本領域学会とは、一般社団法人日本専門医機構が承認する、基本領域学会（専門医制度）学会とSubspecialty学会（専門医制度）とする。

5. めまい相談医の申請

めまい相談医となることを申請する者は、下記書類をめまい相談医制度運営委員会に提出す

るものとする。

1) 本会の専門会員

申請書類、医師免許証（写）

2) その他の本会の正会員

申請書類、医師免許証（写）、基本領域学会の専門医証（写）または認定医証（写）またはこれと同等と認定できる資料（写）

6. 審査料、認定料

審査料、認定料を本学会に支払うものとする。審査料は1万円、認定料は1万円とする。

7. 認定証

認定証を交付する。

8. 有効期間

有効期間は認定後5年とし、5年ごとに更新を行う。

9. 更新の条件

更新は、申請によりめまい相談医制度運営委員会の審査を経て、理事会で承認する。

2) 更新には、有効期間内に2回以上の本学会の学術講演会への出席を必要とする。

3) 止むを得ない事情により、2)の条件を満たさなかった者が更新を希望する場合は、めまい相談医制度運営委員会で別途審査を行なう。

10. 更新料

更新に当たっては、更新料を支払うものとする。更新料は1万円とする。

11. 更新後の認定証

更新後は、認定証を新たに交付する。

12. 資格喪失

めまい相談医が下記の各項に該当した場合は資格を喪失する。

1) 有効期間内に本会員の資格を喪失した場合。

2) 更新のための条件を満たさずに更新されなかった場合。

3) めまい相談医としてふさわしくない行為、またはその目的に反する行為を行った場合、理事会の発議により代議員総会の承認を経て認定を取り消すことができる。

13. 本内規の制定、変更は理事会の承認による。

14. 本内規は平成22年11月19日より施行する。平成24年4月10日に一部変更した。平成24年9月20日に一部変更した。平成25年2月1日に法人登記により一部変更した。平成25年11月13日一部変更加筆した。平成26年6月6日一部（注4）変更した。

一般社団法人日本めまい平衡医学会認定めまい相談医制度に関する内規の施行細則

1. めまい相談医の審査申請

めまい相談医の認定審査を希望する者は各年毎に指定された日(消印有効)までに、めまい相談医制度運営委員会宛に申請するものとする。

2)各年の申請締め切り日は、学会機関誌および学会ホームページに、締め切り日の3ヵ月以上前に公表する。

2. めまい相談医の更新申請

更新に当たっては、更新申請書を提出するものとする。

3. 審査結果の通知

めまい相談医の認定、更新の審査結果は、申請者毎に審査理由を含めて通知する。

4. ホームページ上の取り扱い

めまい相談医の本会ホームページ上の取り扱いは、めまい相談医制度運営委員会で定め、理事会で承認するものとする。

2)前項に当たっては、現ホームページにおける専門会員の取り扱いとの整合性に十分配慮するものとし、また、本会渉外広報委員会と十分な連携をとるものとする。

3)ホームページに掲載する項目は、めまい相談医氏名、所属(勤務)先ホームページへのリンク、所属(勤務)先、所在地(番地は除く)の項目である。めまい相談医のホームページへのリンクは、めまい相談医として適切なホームページへのリンクとする。

5. その他の事項

その他、めまい相談医制度の運営に当たって必要な事項は、めまい相談医制度運営委員会で定め、理事会の承認を得るものとする。